

学校評価についてお知らせします。

▶教育委員会令和元年度学校評価

学校評価の実施手法には、『自己評価（教職員）』『学校関係者評価（保護者・地域住民など）』『第三者評価（外部専門家など）』の3つがあります。昨年度、各学校が行った『学校自己評価』結果について学校別にお知らせします。

【評価基準】 A＝達成できた（85%以上） B＝だいたい達成できた（60～84%）
C＝達成状況が不十分（40～59%） D＝達成できなかった（39%以下）

1 黒坂小学校

＜学校教育目標＞ 「ふるさとを愛し、自ら考えながら、たくましく生きる力をもつ子どもの育成」

評価項目	自己評価
基礎基本の定着	A
授業改善の推進	A
道徳科を核とする心の教育	B
体力向上の推進	A
よりよい生活習慣の定着	B

評価項目	自己評価
地域資源活用の推進	A
家庭学習習慣の定着	B
凡事徹底の推進	B
情報発信の推進	A

2 根雨小学校

＜学校教育目標＞ 「心豊かに たくましく羽ばたく 日野の子の育成」

評価項目	具体項目	自己評価
凡事徹底	「あいさつ・返事・履物そろえ」がきちんとできている	B
まなび	学習規律を身に付け、意欲的に学習に取り組んでいる	A
なかま	友だちの良いところを見つけ、協力して活動に取り組んでいる	B
あそび	休憩時間には、友だちと元気に遊んでいる	A

3 日野中学校

＜学校教育目標＞ 「心豊かに たくましく羽ばたく 日野の子の育成」

評価項目	自己評価
思いやりの心の育成	A
凡事徹底の実践	B
特別支援教育の推進	A
基本的な生活習慣定着・食育推進	B
授業改善	B
落ち着いて学べる環境づくり	A
ICT教育の推進	B

評価項目	自己評価
家庭学習の定着と内容の充実	C
基礎体力、持久力・忍耐力	B
部活動の充実	B
郷土愛の育成	B
小中交流授業の推進	A
小学生高校生との交流	A
9年間を見通した授業	A

「#子育てFamily」「#春から高校生」は特に必見!

子育て・学びをサポート

町では、保育料の無償化や通学・修学支援など、よりよい子育て・学習環境を整えるためさまざまな取り組みを行っています。ぜひ、この制度をご利用ください。



1 保育料の無償化、3歳未満児にも拡大!

全国的に令和元年10月1日から、3歳以上の保育料が無償化されていますが、日野町ではさらなる子育て支援策として、3歳未満児の保育料も無償化します。

対象者 / ひのっこ保育所に通うすべての園児

手続き / 現在、保育所に入所している人は、教育委員会事務局で無償化の手続きを行います。※保護者が直接手続きを行う必要はありません。

その他 / ひのっこ保育所に入所を希望する人は、申請用紙に必要事項を記入のうえ、教育委員会事務局へ提出してください。なお、申請用紙は教育委員会事務局にあります。

必要なもの / 免許証、マイナンバーカードなど

- <無償化の対象>
- ・保育料（通常保育のみ）
 - ・副食費（給食費）

- <無償化の対象外>
- ・保育に必要なもの（おむつ・歯ブラシ・体操服など）
 - ・行事費（遠足代・写真代など）
 - ・「一時預かり保育」「病児・病後児保育」にかかる費用



2 高校生の学びをサポート

町では、ふるさとを愛し将来を担う人材を育てようと、次のような助成制度を設けています。ぜひ、ご活用ください。

通学費助成

対象者 / 次の条件をすべて満たす人

- ①日野町内に住所を有し、鳥取県内の高等学校等へ通学している生徒
- ② JR や路線バス（町営バス含む）の通学定期券を利用している生徒

助成額 /

- ▼月額6,000円を超える額
- ▼日野高校に通う生徒は、月額1,500円を超える額

必要書類 /

- ▼日野町高校生通学費助成金交付申請書
- ※申請書は、教育委員会事務局または役場黒坂支所にあります。
- ▼使用済みの定期券または定期券の写し
- ▼在学証明書または生徒手帳の写し

※年度内、2回目以降の申請は、生徒手帳の写し

申請期間 / 4月1日から翌年の1月31日まで
※定期券1枚ごとの申請、複数枚まとめた申請、どちらでも構いません。

奨学金給付

対象者 / 日野町内に住所を有し、高等学校等へ通学している生徒

※高等学校（定時性、通信制含む）、高等専門学校、特別支援学校高等部の第1学年から第3学年および専修学校の高等課程に在学する生徒が対象です。入寮などで、一時的に日野町外に住所を移している場合も対象となります。

助成額 / 年額25,000円

※日野町へ転入した日が5月1日以降の場合は、月数に応じて減額して給付します。

必要書類 /

- ▼日野町高校生等奨学金給付認定申請書
- ※申請書は、教育委員会事務局または役場黒坂支所にあります。
- ▼在学証明書

申請期間 / 5月1日から翌年の1月31日まで

その他 / この奨学金を受けることで、通学費助成が受けられなくなることはありません。

-
- 通学費助成、奨学金給付の申請を同時にする場合、在学証明書は1通で構いません。
 - 通学費助成、奨学金給付の制度内容など、詳しくは、教育委員会事務局（電話72-2107）までお問い合わせください。
-